



協会けんぽSHIGA

2026年10月

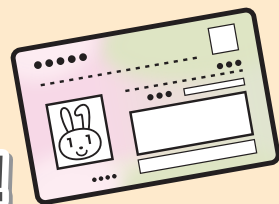
職場の皆様でご覧ください。



従来の健康保険証は完全に使用できなくなりました



医療機関・薬局の受付では マイナ保険証をご利用ください!!



健康保険証として登録されたマイナンバーカードは、より便利な「マイナ保険証」としてご利用いただけます

資格確認書をお使いの方も、利用登録いただければ、マイナ保険証のご利用が可能です

メリット1 よりよい医療が受けられる

マイナ保険証を利用する際に、**情報提供に同意**することで、過去のお薬の処方歴や健診結果の情報を医師や薬剤師に共有することができ、それらを踏まえた医療を受けられます。

メリット2 救急時に適切な医療を受けられる

マイナンバーカードを持ち歩いていると、救急隊員が診療情報などを参照できるようになるため、**搬送中の応急処置や病院の選定を適切**に行うことができます。

メリット3 手続きなしで高額な窓口負担が不要に

高額な医療費が発生する場合でも、窓口での一時的な自己負担や、限度額適用認定証が**不要**※になります。

メリット4 確定申告の医療費控除が簡単に!

マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療機関・薬局の領収書を保管・提出する必要がなくなります。
(整骨院・接骨院等の領収書は、これまでどおり保管・提出が必要です)

※オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等で受診される場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合、住民税が非課税の方の場合は、従来どおり限度額適用認定証等を医療機関等の窓口に出す必要があります。



この機会にぜひご登録ください

マイナ保険証について詳しくはこちらから



マイナンバーカードで電子申請をもっと手軽に

協会けんぽでは、これまで「紙」の申請書によって行われている各種手続きについて、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて申請できる「電子申請サービス」を開始しています。ぜひご利用ください。

申請書の印刷や郵送等にかかっていた手間や費用が削減

システムチェックで記載漏れや記載誤りを防げる

お問い合わせが多い内容です
申請後の処理状況を確認できる

申請には、マイナンバーカードによる認証、マイナポータルアプリのインストールが必要です。詳しくは、協会けんぽホームページをご確認ください。





生活習慣病予防健診等の受診はお済みですか？

おひとり様
につき

年度内に1回

集団健診のご案内



生活習慣病予防健診（一般健診）は、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として血液検査や尿検査、がん検診等の内容が含まれる健診です。滋賀支部では、生活習慣病予防健診をお近くの施設（商工会議所や会館など）で受診できる集団健診の会場をご用意しております。

対象者 35歳以上の被保険者（ご本人）

受診場所 集団健診の会場

集団健診の会場・日程
はこちらから



滋賀県内の健診実施機関
はこちらから



申込方法 集団健診実施機関に直接電話で予約
※協会けんぽ各都道府県支部の健診実施機関でも受診可能です。

自己負担額 最高 5,500円



先着順と
なっておりますので、
お申込みは
お早めに!!

ご注意ください!

本年度すでに生活習慣病予防健診等を医療機関等で受診した方は、重複してお申込みできません。

令和
8年度

被扶養者資格再確認にご協力ください

協会けんぽでは、保険給付等の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しています。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現状確認だけでなく、**加入者の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。**

送付時期

令和8年10月下旬から
11月中旬にかけて順次送付

提出期限

令和8年12月11日(金)

令和7年度

被扶養者資格の再確認にご協力いただき、
誠にありがとうございました

被扶養者の解除となった方

約18.8万人

被扶養者の解除により見込まれる
前期高齢者納付金の負担軽減額

約6億円



「もしも」と「いつも」に安心を。



お問い合わせ先

〈発行〉
全国健康保険協会 滋賀支部

〒520-8513
大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階
TEL : 077-522-1099
※おかけ間違いにご注意ください。



高額療養費制度
が改正されました

高額療養費制度改正について詳しくはこちら
(協会けんぽホームページ)

